

熊取事業所第3次設工認 コメント対応整理、補正申請書反映状況表 (R2/07/30)

○6月26日コメント

第3次設工認（第1回補正）事実確認事項（個別事項）

【共通部分の再確認】

番号	コメント内容	回答／対応	補足資料	申請書反映箇所
1.	1. 加工事業規則第3条の2の2に従い、認可申請書の本文記載事項と添付説明書の記載事項を整理して記載すること。 ●申請書本文（仕様表、図面含む）には、認可を受けようとする設計及び工事の方法（計画）を記載すること。 ●添付説明書には、申請に係る設計及び工事の計画が加工事業許可をうけたところによるものであることの説明、及び技術基準に適合していることを計算等によって説明した内容を記載すること。 ●審査の進め方、実用炉の工事計画手続きガイドを参考とすること。	申請書全般を確認し対応する。	—	—
2.	2. 分割申請について ●同一系統内の設備・機器の一部を、次回以降の申請として予定しているものがある。 この場合、今回及び次回以降に申請する設備・機器との位置、構造・強度、機能・性能に係る設計及び工事の取合いを、系統図又は図面等で明確にすること。 ●新設の施設（第5廃棄物貯蔵棟）については、当該施設（建物・構築物、設備・機器）に求められる全ての安全機能が技術基準に適合したことを事業者検査で確認した後を使用するよう、工事を計画すること。 申請書への記載の程度は次を参考とすること。 ・試験研究用等原子炉施設等に係る新規制基準への適合性審査に係る今後の進め方について（平成28年2月17日 原子力規制委員会 資料3） ・発電用原子炉施設の工事計画に係る手続きガイド	申請書全般を確認し対応する。 第5廃棄物貯蔵棟については次回の設工認で確認し対応する。	—	—

□□□□内は、個人情報、企業機密、核物質防護に係る情報に属するものがあるため、一部又は全部公開できません

番号	コメント内容	回答／対応	補足資料	申請書反映箇所
3.	<p>3. 分割申請する場合の技術基準に基づく仕様の記載範囲等について</p> <p>臨界防止に係る単一ユニットや一つの安全機能に係る設備・機器を分割申請する場合、系統全体の機能・性能に係る技術基準適合性の審査が困難となる場合がある。このため、同一系統の設備・機器については、可能な限り同一申請書で申請し、系統全体の機能及び性能を審査できるよう考慮すること。</p> <p>同一系統内の設備・機器又は安全機能に相互影響がある設備・機器を分割し、先行する設工認申請書だけで技術基準の適合性を審査できないものについては、次回以降の設工認申請にて適合性を確認する範囲とし、系統全体の設備・機器が申請される時期に、関連する全て設備・機器の仕様表に機能及び性能に係る設計を記載し、申請すること。この場合、関連する全ての設備・機器の機能及び性能について、使用前事業者検査で技術基準の適合性を確認した後、当該設備を使用（核燃料物質を貯蔵）することを、工事の方法で明確にすること。</p> <p>また、位置、構造・強度等についても、分割申請する場合には、同様に留意して申請すること。</p> <p>【分割する申請書間で設計上の不整合が生じていないことを確認する必要がある場合の例】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●核燃料物質の臨界防止：単一ユニット同一領域内の複数ユニットの設計</li> <li>●放射線エリアモニタ及び表示盤</li> <li>●非常用設備（放送設備）のマイク、アンプ、スピーカ</li> <li>●溢水による損傷防止：建物の堰の設計で溢水源とした設備機器の溢水量 など</li> </ul>	申請書全般を確認し対応する。	—	—

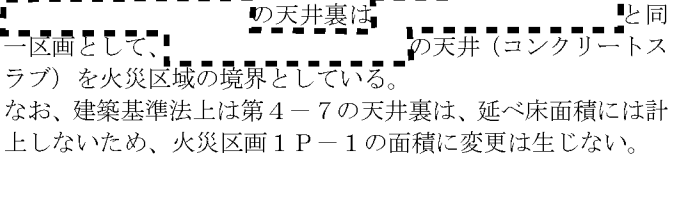
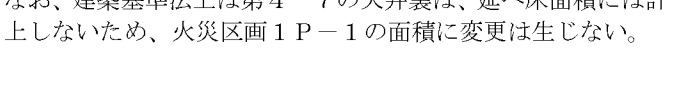

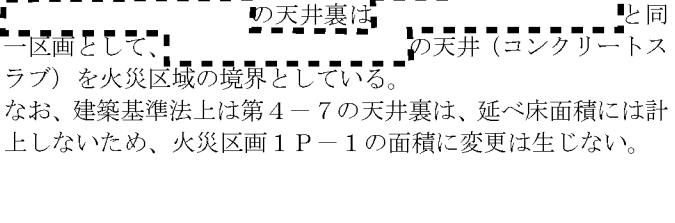
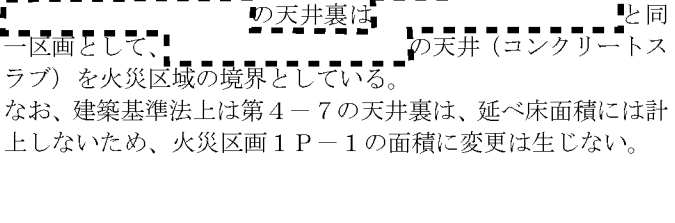
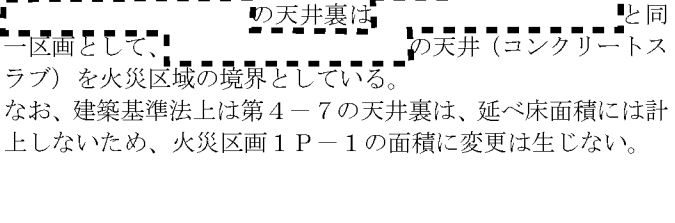
第3次設工認（第1回補正）事実確認事項（個別事項）

【第1加工棟】

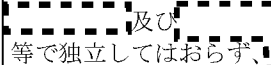
番号	コメント内容	回答/対応	補足資料	申請書反映箇所
4-1	P30 表へー2-1 第1加工棟の仕様表の放射線管理施設において、ガンマ線エリアモニタについて記載しているが、第1加工棟の関連設備に位置付けられてなく、別途放射線管理施設として仕様表を作成している。ガンマ線エリアモニタを第1加工棟の仕様表において対象設備とするのか整理をし、適切な記載に修正すること。 また、P30 第1加工棟の仕様表の警報設備において、[18.1-F2] ガンマ線エリアモニタの検出器及び放射線監視盤について、P419 管理番号と整合しているかを説明すること。	ガンマ線エリアモニタは、第1加工棟の関連設備としてではなく、別途放射線管理施設として位置付けることとする。従って、第1加工棟の仕様表における記載を適切なものに修正する。 ガンマ線エリアモニタ検出器及び放射線監視盤の管理番号については、【4-52】の回答のとおり整理し、整合のとれた記載に見直す。	—	表へー2-1 警報設備等、放射線管理施設 (P27) から削除
4-2	P32 第1加工棟の仕様表 その他許可で求める仕様において、[99-B2] 第1加工棟東側の建物外壁を遮蔽壁として考慮するのであれば、建物・構築物として申請対象に含めること。また、事業許可の基本的設計方針に基づき、技術基準に対する仕様として、地盤・耐震、外部衝撃（竜巻等）、火災等による損傷防止、その他、全ての安全機能について、本文（仕様表、図面等）に記載し、添付説明書で技術基準に適合する設計であることを記載し、説明すること。	第1加工棟東側の建物は、当初どおり申請対象外とした上で、第1加工棟東側の建物の壁の遮蔽を期待しない条件で遮蔽評価の再評価を行う。その際、本申請の詳細設計による変更点等を反映する。	資料4-02	表へー2-1 遮蔽 (P28) 図へー2-1-5 3 (P126) 付属書類7 (P755)
4-3	P41 「別表へー2-1-10 外部放射線評価で見込む壁等の厚さ」については、遮蔽壁の実際の厚さ（ノミナル）と外部線量評価（遮蔽評価）で用いた厚さ（設計確認値・ミニマム値）を併記し、認可を受けようとする設計（〇〇以上）を明確にすること。 評価で用いた厚さについては、技術基準の適合性を計算等で説明した添付書類に記載すること。 第1次設工認申請書の不適切な記載の教訓を反映し、呼び寸法（ノミナル値）とミニマム寸法（ミニマム値；設計確認値）を記載したのか、識別できるよう記載すること。 また、全ての寸法について再確認し、必要に応じて補正すること。	拝承。別表へー2-1-10は設計確認値であることを付記する。	—	別表へー2-1-10 (P40)

番号	コメント内容	回答／対応	補足資料	申請書反映箇所
4-4	P71 図へー 2-1-1 (第1加工棟 工事概要図) 北側扉外側の壁 2 か所 (6 通り、16 通り付近)、南側扉外側の壁 (3 通り付近) について、防火区画等として安全機能を求める場合は、認可対象として申請し、位置・構造・強度 (材料・寸法)、機能・性能等の仕様を仕様表、図面等に明記し、添付説明書で技術基準の適合性を説明すること。	<p>北側 6 通り付近については、G 通りの 6-7 通り間への扉 (KSD-8) の追加設置は取りやめ、鉄筋コンクリートによる閉止 (竜巻飛来物対策、人の不法な侵入の防止、防火区画) を行い、第 1 加工棟北西の旧前室は今後使用予定がないため撤去する設計に変更する。</p> <p>北側 16 通り付近については、既に G 通りの開口部を鉄筋コンクリートで閉止する設計であるが、第 1 加工棟北東の旧前室は今後使用予定がないため撤去する設計に変更する。</p> <p>南側 C' 通り 2-3 間の扉 (KSD-2) については、竜巻対策扉 (F1 飛来物は到達しない) 及び特定防火設備とし、第 1 加工棟南西の旧前室は周辺監視区域とすることで、旧前室には安全機能を求めない設計に変更する。</p> <p>これらについては、添 1 参考資料 2 「加工事業変更許可申請書において記載している安全機能を有する施設に係る説明からの変更点のまとめ」に記載するとともに、非常用設備の配置、火災評価等関係部分に反映する。</p>	資料 4-04	<p>表へー 2-1 変更内容㉗ (P20) 表へー 2-1 変更内容㉘ (P20)</p> <p>表へー 2-1 外部からの衝撃による損傷の防止 (竜巻) (P22) 表へー 2-1 火災による損傷の防止 (P24) 表へー 2-1 安全避難通路 (P27) 上記関連の別表、図</p> <p>4. 工事の方法 (P50) 図へー 2-1-5 2 (P125) 図へー 2-1-5 4 (P127)</p> <p>添 1 表参 2 へ (P428) 添 2 表 1-3-1 (P450~464) 付属書類 2 (P650~660) 付属書類 3 (P661~714)</p>
4-5	P71 図へー 2-1-1 (第1加工棟 工事概要図) 13 通りの火災区画の扉については、認可対象として申請し、位置・構造・強度 (材料・寸法)、機能・性能等の仕様を仕様表、図面等に明記し、添付説明書で技術基準の適合性を説明すること。	既設 (改造等を行わない) 防火戸、改造する防火戸を識別明示し、既設防火戸について必要な位置、構造・強度を記載する。	—	<p>図へー 2-1-3 5-1、2 (P107、108) 添 2 表 1-3-1 (P450~464)</p>
4-6	P71 図へー 2-1-1 (第1加工棟 工事概要図) 凡例に示した「鉄筋コンクリート壁」と「せっこうボード壁」の違いを識別できるよう記載すること。	壁の構造種別については図へー 2-1-1 への記載を取りやめ、図へー 2-1-9 に集約して記載し、明確に識別できるように修正する。	資料 4-06	<p>図へー 2-1-1 (P71) より削除 図へー 2-1-9 (P81) に集約</p>
4-7	P71 図へー 2-1-1 (第1加工棟 工事概要図) 申請書の図面、添付説明書の安全機能一覧の一覧表 (P472~) 等と材料が一致しないものがあるので、適切に修正すること。	拝承。	—	<p>図へー 2-1-9 (P81) 添 2 表 1-3-1 (P450~464)</p>

番号	コメント内容	回答/対応	補足資料	申請書反映箇所
4-8	<p>P472～ 安全機能一覧の一覧表に記載した材料と仕様表、図面等に記載した材料が一致しないものがある。安全機能を有する建物・構築物の材料が認可を受けようとする全ての部位の材料を正確に記載し、図面と一致していることを確認すること。</p> <p>また、各部位の呼び厚さを同表に追記し、求められる安全機能に対する技術基準等の要求事項に適合する設計であることを、添付説明書で説明すること。</p> <p>【記載がなく材料が不明なもの、又は一致しないものの例】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●13 通り火災区画の扉</li> <li>●北側扉外側の囲い壁（2か所）、南側扉外側の囲い壁（1か所）</li> <li>●火災区画 1P-2 の床、天井</li> <li>●のB通りから南側屋根</li> <li>●南側壁の材料</li> <li>●東側隣接一般建物の遮蔽壁</li> <li>●第一加工棟と東側隣接一般建物境界の屋根とエキスパンションジョイント</li> <li>●その他、安全機能を有する壁、建具等の記載及び該当する安全機能の記載に不足がないよう、再確認すること。</li> </ul>	<p>拝承。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・13 通り火災区画の扉は、既設扉(SD-6)特定防火設備工事なしを建具表に追記する。</li> <li>・北側扉外側の囲い壁（2ヶ所）は【A4-4】により撤去する。南側扉外側の囲い壁（1ヶ所）は管理区域から除外する。</li> <li>・の屋根は、第の床として整理する。</li> <li>・の床、鉄筋コンクリート床スラブ以上。</li> <li>・の天井スラブ、鉄筋コンクリート床スラブ以上。</li> <li>・のB通りから南側屋根、(C'-B 通り間/17-21 通り間)屋根、鉄板（湾曲瓦棒葺）以上</li> <li>・南側壁の材料、と</li> <li>・間 (E,F 通り/13-17 通り間) コンクリートブロック造壁 コンクリートブロック、鉄筋。</li> <li>・東側隣接一般建物の遮蔽壁は、直接ガンマ線の評価壁から除外する。</li> <li>・第1加工棟と東側隣接一般建物の境界の屋根とエキスパンションジョイントは外壁備考欄に記載する。</li> <li>・その他、安全機能を有する壁、建具等の記載及び該当する安全機能の記載に不足がないよう、再確認。今回工事なしの部分も見直し、図面化した。</li> </ul>	—	<p>添2表1-3-1 (P450~464)</p> <p>図へ-2-1-35-1、2 (P107、108)</p> <p>図へ-1-1-2 (P70)</p> <p>図へ-2-1-9 (P81)</p> <p>図へ-2-1-3 (P73)</p> <p>図へ-2-1-9 (P81)</p> <p>図へ-2-1-53 (P126)</p> <p>図へ-2-1-5-3 (P77)</p>
4-9	<p>P73 図へ-2-1-3 第1加工棟 工事概要図(屋根伏図) 建物間の屋根の構造(Exp-J)が記載されていないので、工事概要図、伏図、立面図等に位置を示し、その構造・強度を図示し、機能・性能が技術基準に適合する設計であることを添付書類に記載し説明すること。</p>	<p>拝承。</p> <p>&lt;屋根レベル&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・東西方向 第1加工棟の最大変位量、隣接一般建物の最大変位量、( &lt; 谷樋の幅</li> <li>・南北方向 第1加工棟の最大変位量、隣接一般建物の最大変位量、 &lt; エキスパンションジョイントの可動幅</li> </ul>	—	<p>表へ-2-1 その他許可で求める仕様 (P29)</p> <p>図へ-2-1-5-1~3 (P75~77)</p> <p>付属書類1 (P580)</p>
4-10	<p>P74 図へ-2-1-4 第1加工棟 工事概要図(立面図) 北立面図と南立面図の屋根(1~13 通り)の形状が不明確なので、適切に記載すること。</p>	<p>拝承。</p>	—	<p>図へ-2-1-4 (P74)</p>
4-11	<p>P75,76 図へ-2-1-5-1、2 (第1加工棟 エキスパンションジョイントの設置詳細図) 室境壁の図示(右がりハッチング、左がりハッチング)の意味が記載されていないので、凡例に記載すること。</p>	<p>拝承。</p> <p>鉄筋コンクリート、コンクリートブロック、ALC版について凡例を記入するとともに、ハッチングを適正化する。</p>	資料4-11	<p>図へ-2-1-5-1、2 (P75、76)</p>

番号	コメント内容	回答／対応	補足資料	申請書反映箇所
4-12	P75, 76 図へー2-1-5-1、2 (第1加工棟 エキスパンションジョイントの設置詳細図) EJ-3 の使用場所が記載されていない理由について説明すること。	防火区画は第3期、第4期で既に成立しているため、第5期側(隣接一般建物として分離する側)にEJ-3A(防火区画用)は使用しない。EJ-3で整理し直し、図面を修正する。([2-40]のコメントについても同様)	—	図へー2-1-5-1～3 (P75～77)
4-13	P77, 78, 79 図へー2-1-6、7、8 基礎、柱・梁、屋根等の通り間の間隔(ピッチ)が不明なため、わかるように記載すること。	拝承。 各図、通り間寸法を記載する。	—	図へー2-1-6、7、8 (P78、79、80)
4-14	P80 凡例で鉄骨造が記載されているが、どの部分を指しているのか。(屋根のみか。)	識別し易い表記に見直す。([4-6]と同じ)	—	—
4-15	P82 図へー2-1-11 第1加工棟軸組図A通り軸組図1～5通間の壁の番号を記載すること。また、1通り5通りの壁番号(W15)は、それぞれの通りの軸組図に記載する。基礎、柱・梁、屋根等の通り間の間隔(ピッチ)が不明なため、わかるように記載すること。また、屋根上に設置されるM型の構造物は何か説明すること。(他図面でも多数あり。)	拝承。 軸組図の鉄筋コンクリート壁の符号(W15等)を記載する。各図、通り間寸法を記載する。屋根上の構造物はベンチレーターである。	—	図へー2-1-10、11、12、13、14、15、16、17、18 (P82～90)
4-16	P86 図へー2-1-15 第1加工棟1～6通り軸組図A通りとB通りの壁(1～5通り)は防火壁なので、屋根まで達する防火区画の壁を設置すること。軸組図1～5通間の壁の番号を記載すること。  (1P-2)の天井を  (1P-1)の火災区画の境界とする場合、  (1P-2)の天井を火災区画の境界として、技術基準に適合した設計仕様を示し、添付説明書に含め記載すること。	 の天井裏は、  と同じ区画として、  の天井(コンクリートスラブ)を火災区域の境界としている。 なお、建築基準法上は第4-7の天井裏は、延べ床面積には計上しないため、火災区画1P-1の面積に変更は生じない。	—	図へー2-1-52 (P125) 表へー2-1 火災等による損傷の防止(P25) 添2表1-3-1 (P460)
4-17	P88 図へー2-1-17 17通り軸組図A'-B'間とE-F間の開口部(扉)を防火扉とし、その仕様を図示するとともに、添付説明書でその耐火時間を記載し、技術基準に適合した設計であることを説明すること。 他の軸組図についても同様の観点で再確認し、技術基準適合性に関して不適切な記載があれば、適切に修正すること。	拝承。 軸組図は構造図として構造部材を表現していたが、指摘事項として内部火災に関する仕様を記載する。また、防火設備は建具表に、火災区画の壁仕様は火災区画の図に記載する。	資料4-17	図へー2-1-10、11、12、13、14、15、16、17、18 (P82～90) 図へー2-1-35-1、2 (P107、P108) 図へー2-1-52 (P125)

番号	コメント内容	回答／対応	補足資料	申請書反映箇所
4-18	P90 図へー2-1-19 第1加工棟既設部材リスト<杭、基礎一覧> F42、F43 の杭のない基礎について、支持方法が技術基準の地盤の規定に適合するよう設計していることを説明すること。	当該基礎及び柱は、以前C通り 17-21 通り間にあった鉄筋コンクリート造の間仕切壁を支えていた柱（18 通り、19 通り、20 通り付近に1本ずつ）であり、現在、壁がなくなったため、何も支持していない。 18 通り付近は補強タイプ4の施工時に撤去するが、19 通り、20 通り付近は補強工事に干渉しないため存置する設計とする。  当該柱2本は耐震計算モデルに考慮しておらず、安全機能はないため、破線にて表示したうえで、上記内容の説明書きを追記する。	—	図へー2-1-12 (P84) 図へー2-1-18 (P90) 図へー2-1-19 (P91)
4-19	P124 図へー2-1-53 周辺監視区域境界等における直接ガンマ線の評価で考慮した壁厚（最小厚さ、設計確認値）と実際の壁厚（呼び寸法）が異なったものとなっている。第1次設計で発生した不適切な記載に対する対策の水平展開を行うこと。（設工認申請書認可後、加工事業規則第3条の4の2の使用前事業者検査に掲げる構造・強度、機能・性能、設置位置等を確認するために必要な情報を漏れなく記載すること。）	図へー2-1-53は遮蔽評価に用いた建物モデルの概略図を示している。壁厚は設計確認値を示しており、実際の壁厚の公称値ではない。図の注記として、設計確認値であることを記載する。	—	図へー2-1-53 (P126)
4-20	P125 図へー2-1-54 第1加工棟 管理区域区分 管理区域と非管理区域の範囲（境界）が不明確で識別できないので、管理区域境界が識別できるよう、明確に記載すること。	境界を識別しやすくなるよう、管理区域境界を太線で示す等の変更を行い、補正申請書に反映する。	資料4-20	図へー2-1-54 (P127)
4-21	P106 図へー2-1-35 火災区画にある改造しない扉の仕様が記載されていないものがある。火災区画の扉を漏れなく記載し、その位置、構造・強度が分かるように整理して記載すること。「防火区画」など、同一の意味で使用する用語については、統一した記載とすること。	拝承。 火災区画にある防火設備は全て建具表に記載する。内部にあり竜巻の影響を受けない建具は骨組を省略し、防火設備の性能を記載する。防火区画等の用語については、建築基準法上の規定を引用する場合、火災影響評価ガイドを引用する場合を使い分けた記載としている。	—	図へー2-1-35-1、2 (P107、108)
4-22	P123 図へー2-1-52 第1加工棟 火災区画において、第1加工棟の北側と南側の扉の外側に、風除室のような突出部が記載されている。この壁を火災区画境界とする場合には、当該境界を申請対象に含め、その位置、構造・強度、機能・性能を示し、求められる安全機能が技術基準に適合するよう設計していることを説明すること。	【4-4】と同じ。	—	—

番号	コメント内容	回答/対応	補足資料	申請書反映箇所
4-23	<p>P273 図リ-4-1-3 第1加工棟 火災感知設備配置図において、「警戒区域境界」と記載しているが、事業許可の基本設計方針（事業許可では警戒区域の設定はない）に基づき、どの様な設計をしているのか説明すること。</p> <p>屋根裏は、不燃性材料（コンクリートなど）で独立しており、火災区画の設定が適切か、内部火災に対する防護設計について整理して説明すること。（P123 図へ-2-1-5 2 第1加工棟 火災区画関連）</p>	<p>警戒区域は、消防法で規定されているものであり、事業変更許可申請書 P5-114 に管理区域の別、工程の別等により消防法の規定以上に細分化し、火災信号の発報箇所を早期に限定できる設計とすると記載している。本申請における設計はこの方針に基づいたものであり、第1加工棟の仕様表（表へ-2-1）にこの旨の説明を記載する。</p> <p>警戒区域は、上記のように細分化しており、必ずしも火災区画と合致しない。</p> <p>屋根裏は、耐火性能を有する壁・床等で独立してはならず、と同一の火災区画 1 P-3 に属する。建築基準法に定める防火区画に基づき火災区域を設定し、さらに細分化できる障壁を持たない場合はこれと同一の区画を火災区画とすることとしている内部火災に対する防護の方針に沿った設計である。</p> <p>上記の旨、図へ-2-1-5 2 に明確化する。</p>	—	<p>表へ-2-1 火災等による損傷の防止 (P24)</p> <p>図へ-2-1-5 2 (P125)</p>
4-24	<p>P20 建築基準法に基づく建築確認、耐震改修促進法に基づく評定は、認可事項ではないので、必要に応じて添付説明書に記載すること。</p>	<p>拝承。</p> <p>付属書類1「主要な加工施設の耐震性に関する説明書」に概要を記載する。資料4-29に取りまとめる</p>	資料4-29参照	付属書類1 (P570~580)
4-25	<p>応力解析で使用した計算コードについて明確にすること。また、耐震改修促進法に基づく耐震診断で用いたモデルを、トレースしたもので応力解析を実施しているということで良いか（評定において審査を受けた設計と同じ内容で、今回設工認申請をしているのか）。そうであれば、そのことを申請書で明確にすること。</p>	<p>解析コードについては付属書類1「主要な加工施設の耐震性に関する説明書」に概要を記載する。</p> <p>耐震診断の評定で用いたモデルと、設工認申請を行っている最終モデルは若干の違いがある。許可基準規則（解釈）の別記3において、常時作用する荷重に加えて耐震重要度分類に応じて求まる地震力が作用した場合において弾性範囲にとどまること、保有水平耐力を確認することが求められており、今回の補強設計は許可基準規則及び事業変更許可申請書の記載に沿って設計している。ただし、保有水平耐力の確認において、必要保有水平耐力 <math>Q_{un}</math> を求める場合に構造特性係数 <math>D_s</math> を設定しなければならない。</p> <p>現行の建築基準法（新耐震設計法）では、鉄骨造において <math>D_s</math> がもっとも厳しい場合でも 0.50 であるため、必要保有水平耐力の算出については仮に <math>D_s=0.50</math> として算定し、実力としての保有水平耐力が必要保有水平耐力を超えていることを確認している。</p>	資料4-29参照	付属書類1 (P570~580)



番号	コメント内容	回答／対応	補足資料	申請書反映箇所
4-25		<p>一方、旧耐震設計法で設計された建物は <math>D_s=0.55</math> すら満足しない場合があり、耐震改修促進法に基づく（一財）日本建築防災協会の「耐震改修促進法のための既存鉄骨造建築物の耐震診断および耐震改修指針・同解説」において、靱性指標 <math>F</math> をパラメータとして用いているが、当該解説の中で「靱性指標 <math>F</math> は現行基準の <math>D_s</math> の逆数に近い意味を持つ値である」との記載があるが、その取りうる数値の範囲は <math>1.0\sim 4.0</math> としている。靱性指標 <math>F=1.0\sim 4.0</math> は、<math>D_s</math> が靱性指標 <math>F</math> の逆数だと仮定すると <math>D_s=0.25\sim 1.0</math> という意味であり、旧耐震設計法の建物には、<math>D_s</math> が <math>0.55</math> 以上となる場合を示唆していると考ええる。</p> <p>このため、現行の新耐震設計法による耐震計算を行うに当たり、<math>D_s=0.55</math> の設定が十分保守的かどうかを検証するために耐震診断を行い第3者機関の評定を得た。</p> <p>耐震診断の結果は、<math>I_s&gt;0.6</math> であれば大きな地震においても倒壊の可能性が少ないと判断されるが、<math>D_s=0.50</math> を満足する設計に対して耐震診断を行ったところ、<math>I_s&gt;1.0</math> であったため、十分な耐震性を確保できていることを確認した。第3次設工認の本申請においては耐震診断のことは記載していなかったが、コメント番号【1-9】において、建築確認、耐震診断等の状況を申請書に記載するようにコメントがあったため補正申請にて追記したが、説明が不足しているため、上記の説明を追記する。</p>		
4-26	土間コンクリートについては、第1加工棟の仕様表で記載しているが、材料一覧については、別表へー5-1-1第1-1輸送物保管区域に記載されていて整合がとれていない。また、第5廃棄物貯蔵棟では、当該建物の仕様表及び材料一覧に記載する整理としている。申請書の記載方針について説明し、適切な記載に修正すること。	<p>拝承。</p> <p>土間コンクリートは建物として整理しなおす。</p>	—	<p>別表へー2-1-8 (P38)に追加 別表へー5-1-1 (P49)削除 別表トー2-1-1 (P159)削除 別表トー2-2-1 (P161)削除 別表トー2-3-1 (P163)削除 別表トー2-4-1 (P165)削除 別表トー2-5-1 (P167)削除 別表トー2-6-1 (P169)削除 別表トー2-7-1 (P171)削除 別表トー2-8-1 (P173)削除 別表トー2-9-1 (P175)削除</p>

番号	コメント内容	回答/対応	補足資料	申請書反映箇所
4-27	表へー 2-1 第1加工棟の仕様表の放射線管理施設において、ガンマ線エリアモニタについて記載しているが、第1加工棟の関連設備に位置付けられてなく、別途放射線管理施設として仕様表を作成している。ガンマ線エリアモニタを第1加工棟の仕様表において対象設備とするのか整理をし、適切な記載に修正すること。	拝承。【4-1】と同じ。	—	—
4-28	表へー 2-1 第1加工棟の仕様表において、通信連絡設備 所内通信連絡設備については、マイク・アンプ・スピーカーから構成されるので、それらが分かる記載にするとともに、マイクについては次回申請であることを仕様表、工事フロー等で明確にすること。	仕様表においては、マイク・アンプ・スピーカーから構成されることが判るよう記載する。 第1加工棟のアンプに接続するマイクについては、今回の申請であり、第1加工棟のアンプ、スピーカ、第5廃棄物貯蔵棟のスピーカの作動検査に使用する。マイクは、アンプの付属物であり、可搬式のものである。放送設備の作動検査時には、第1加工棟、第5廃棄物貯蔵棟のスピーカだけでなく、資料4-28に示す事業所内の全てのスピーカから音が出ていることを確認し、放送設備の安全機能を維持する。第5廃棄物貯蔵棟は次回の設工認で改めて説明する。 第5次申請で、放送設備全体の性能の確認が完了する。以上のことが判るよう仕様表、工事フローを記載する。	資料4-28	表へー 2-1 通信連絡設備 (P29) 図リー b-3 (注書き) (P227) 図リー 4-1-7 (P248)
4-29	P43 別表へー 2-1-1-3 第1加工棟一次設計の評価結果などで、耐震評価の結果を記載しているが、第1加工棟は第3類の建物なので、評価結果の記載は不要。(「発電用原子炉施設の工事計画に係る手続きガイド」を参照すること。)	拝承。 4-24、4-25、4-30、4-31 も含めて、資料4-29のように取りまとめる。	資料4-29	付属書類1 (P570~573)
4-30	P42 別表へー 2-1-1-1 第1加工棟各室の積載荷重と土間コンクリート、別表へー 2-1-1-2 第1加工棟土間コンクリート 各室の設置圧と地盤の許容応力度については、必要に応じて添付説明書に記載すること。	拝承。 資料4-29に取りまとめる。	資料4-29 参照	付属書類1 (P576)
4-31	P43 別表へー 2-1-1-3 第1加工棟一次設計の評価結果で、最大応力度比が1に近いものの安全裕度に関してはどのように考慮しているのか説明すること。	【1-14】の回答を資料4-29に取りまとめる	資料4-29 参照	付属書類1 (P576) 表3-3 備考欄
4-32	第へー 4表 設備・機器に係る検査の項目設置場所の第1加工棟 [ ] は、[ ] の誤記。	拝承。 修正して補正申請書に反映する。	—	第へー 4表 (P150)

【粉末・ペレット貯蔵容器 I 型】

番号	コメント内容	回答/対応	補足資料	申請書反映箇所
4-33	表へー 3-2 粉末・ペレット貯蔵容器 I 型の仕様表で、臨界防止に関して、単一ユニット、複数ユニットの臨界防止に関して色々と記載されているが、第 1 回申請内容の単一ユニットの評価を除けば、全て次回以降の申請になるのではないか。	今回の申請では、表へー 3-2 の仕様表にあるとおり、粉末・ペレット貯蔵容器 I 型の容器単体の寸法（「外径」、「高さ」、「粉末・ペレット貯蔵容器 I 型に収納できる粉末保管容器（保管容器 F 型（中性子吸収板 I 型内蔵型））の個数」を核的制限値として適合性確認する。次回以降の申請では、この粉末・ペレット貯蔵容器 I 型を貯蔵する設備及び建物側の適合性を確認する。以上のことが明確となるよう仕様表を整理して補正申請書に反映する。	—	表へー 3-2 核燃料物質の臨界防止 (P44-P45) 別表へー 3-2-2 核燃料物質の臨界防止 (P46)
4-34	落下防止構造について、「貯蔵容器 I 型内で保管容器 F 型が崩れ落ちないことを防止すること。」が申請書の記載で読み取れない。	表へー 3-2 の粉末・ペレット貯蔵容器 I 型の仕様表で、粉末・ペレット貯蔵容器 I 型の内部は、保管容器 F 型の形状にあった円筒型に加え蓋を有しており、1 個×3 段で収納し 3 段積みを保持できる構造によって、崩れ落ちることを防止する設計とする旨を記載する。	—	表へー 3-2 閉じ込めの機能 (P45)
4-35	別表へー 3-2-2 の次回以降の申請で適合性を確認する範囲において、第二領域の複数ユニットの臨界安全に係る記載がないことについて確認し、適切に修正すること。	拝承。 関連する表へー 3-2 の仕様表の注釈(6)にあるとおり、次回以降の申請では、第二領域の単一ユニット「第 1-3 貯蔵容器保管設備」を構成する「第 1-3 貯蔵容器保管設備 第 1-3 貯蔵容器保管区域」の適合性を確認する。この際、第二領域の複数ユニットの臨界安全設計として、第二領域には上記単一ユニットのみを配置している（他の単一ユニットが第二領域内に存在していない）ことの確認を併せて行う必要があるため、別表へー 3-2-2 にその旨を追記する。	—	表へー 3-2 核燃料物質の臨界防止 (P44) 別表へー 3-2-2 (P46)

【第1-1 輸送物保管区域】

番号	コメント内容	回答/対応	補足資料	申請書反映箇所
4-36	表へー5-1 第1-1 輸送物保管区域の仕様表について、核燃料物質の状態の記載で、スクラップが記載されていないが、正しいか。事業許可申請書の核燃料物質の種類に係る記載を確認し、どの様に記載する方針かを説明するとともに、適切に修正すること。	拝承。 仕様表 核燃料物質の状態にスクラップを追記する。	—	表へー5-1 核燃料物質の状態(P48)
4-37	表へー5-1 第1-1 輸送物保管区域の仕様表で、津波による損傷の防止の欄が空欄になっている。	拝承。 他の設備機器と同様に「—」を記載する。	—	表へー5-1 津波による損傷の防止(P48)
4-38	表へー5-1 第1-1 輸送物保管区域の仕様表のその他許可で求める仕様に係る記載で、「輸送容器は耐震重要度分類第3 類相当の固定措置として、」とあるが、第3 類相当とする根拠について説明すること。	事業変更許可申請書 P37 の注 1 の記載と合わせている。輸送容器の貯蔵は従来から第3 類で整理している。	—	—
4-39	図へー2-1-5 3 の壁厚の記載で、第1 加工棟中 2 階の 12cm の壁厚はどここの壁のことを言っているのか。図面から読み取れない。	壁厚ではなく、床厚さを示している。図を修正し、明確にする。	—	図へー2-1-5 3 (P126)

【放射性廃棄物の廃棄施設】

番号	コメント内容	回答/対応	補足資料	申請書反映箇所
4-40	P147 表ト-2-1 保管廃棄設備 [redacted] 廃棄物保管区域の仕様表の閉じ込めの機能の記載で、固体廃棄物の漏えい防止に関して、汚染の広がりを防止する措置を保安規定に定めるとしているが、具体的にどのような措置をとるのか説明すること。	汚染の広がりを防止する措置としてプラスチックシート及びプラスチック袋に密封し、ドラム缶その他の金属容器に収納することとしている。その旨、添付書類2に記載する。	—	添付書類2 閉じ込め(P496)
4-41	P148 表ト-2-1 保管廃棄設備 [redacted] 廃棄物保管区域の仕様表の廃棄施設の【20.2-F1】の記載が、[redacted] 廃棄物保管区域の仕様表の記載と違いがある理由について説明すること。	意図したものではない。違いはないため記載を統一する。	—	表ト-2-1 廃棄施設(P158) 表ト-2-2 廃棄施設(P160) 表ト-2-3 廃棄施設(P162) 表ト-2-4 廃棄施設(P164) 表ト-2-5 廃棄施設(P166) 表ト-2-6 廃棄施設(P168) 表ト-2-7 廃棄施設(P170) 表ト-2-8 廃棄施設(P172) 表ト-2-9 廃棄施設(P174)
4-42	P148 表ト-2-1 保管廃棄設備 [redacted] 廃棄物保管区域の仕様表のその他許可で求める仕様で記載されているスキッド、パレット、ワイヤースリング、パレットを連結するボルト等の材料について記載すること。なお、11及び13については、[redacted] 廃棄物保管区域の仕様表についても同様。	各廃棄物保管設備において、固縛に用いるスキッド、パレット、ワイヤースリング、連結ボルトは、ソフト対応として保安規定又はその下位基準で定める仕様に該当するため、添付書類2でその旨を記載する。	—	添付書類2 (P532~533)
4-43	P192 図ト-2-1-1 保管廃棄設備について、加工棟左下の [redacted] の区域が [redacted] の一部であることをわかるように記載すること。 ※ [redacted] の仕様表 (P155) において、[redacted] 区域が貯蔵室の西側区域該当することは確認できるが、図面上での記載がない。	拝承。 図ト-2-1-1の該当箇所に対して [redacted] の廃棄設備であることを明示する。	—	図ト-2-1-1 (P182)
4-44	P155 保管廃棄設備 [redacted] の仕様表において、貯蔵室東側区域の寸法が [redacted] となっているが、P192 図面では [redacted] となっている。適切に修正すること。	適切な値 [redacted] に修正して補正する。	—	表ト-2-5 寸法(P166)

【第5 廃棄物貯蔵棟】

番号	コメント内容	回答／対応	補足資料	申請書反映箇所
4-45	P146 建築基準法に基づく建築確認は、認可事項ではないので、必要に応じて添付説明書に記載すること。	拝承。 資料4-29に取りまとめる	資料4-29 参照	付属書類1 (P574～575)
4-46	P169 第5 廃棄物貯蔵棟の仕様表の閉じ込めの機能において、技術基準の要求に対し、液体状の核燃料物質等の漏えいを防止するため設置するピットについて、設計仕様を記載し、図示すること。	第5 廃棄物貯蔵棟の仕様表の閉じ込めの機能に、ピットを設けるため、液体状の核燃料物質等の漏えいが施設外へ拡大しない構造である旨、追記し、ピットの設計仕様（400 L以上の容積を有する。）について記載する。また、設計仕様を図示する。 第5 廃棄物貯蔵棟は次回の設工認で改めて説明する。	—	—
4-47	P170 第5 廃棄物貯蔵棟の仕様表の火災等による損傷の防止において、特定防火設備で「鉄材（鉄板）」、「鋼材（鋼板）」をどう使い分けしているのか説明すること。  等価時間を0.00時間としているが、可燃物、難燃物を一切置かない設計としているのか。	平成12 建設省告示第1369号「特定防火設備の構造方法を定める件」において、鉄材、鉄板と記載されていたものが、令和2年の改正で「骨組を鉄材又は鋼材で造り、両面にそれぞれ厚さが〇・五ミリメートル以上の鉄板又は鋼板を張ったもの」と改定されたため、当該の告示改訂を受けて記載している。 採用するのはスチールドアであり、ステンレスは採用しないため記載を適正化する。  第5 廃棄物貯蔵棟の火災区画内には火災感知設備（感知器）、非常用照明、誘導灯を設置する設計としているが、これらの可燃物量は小さく、等価時間は0.01未満となる。本申請においては、等価時間の算出結果は安全側に切り上げた0.01 hと記載し、また、付属資料の可燃物量を示す表の記載を適正化する。 第5 廃棄物貯蔵棟は次回の設工認で改めて説明する。	—	—
4-48	P171 第5 廃棄物貯蔵棟の仕様表の警報設備において、第5 廃棄物貯蔵棟の火災報知設備（受信機）については、別途申請する設工認で第3 廃棄物貯蔵棟に設置するとしているので、接続後に廃棄物を受け入れるスケジュールを明確にすること。	第5 廃棄物貯蔵棟の自動火災報知設備（感知器）に接続する火災報知設備（受信機）は、第3 廃棄物貯蔵棟に設置するが、P257の図リーc-2の注書きのとおり、既存の第3 廃棄物貯蔵棟の火災報知設備（受信機）に接続して安全機能を維持する旨を記載している。第5 廃棄物貯蔵棟は次回の設工認で改めて説明する。	—	—
4-49	P177 別表ト-5-1-6 第5 廃棄物貯蔵棟一次設計の評価結果などで、耐震評価の結果を記載しているが、第5 廃棄物貯蔵棟は第3 類の建物なので、評価結果の記載は不要。（「発電用原子炉施設の工事計画に係る手続きガイド」を参照すること。）	拝承。資料4-29に取りまとめる。第5 廃棄物貯蔵棟は次回の設工認で改めて説明する。	—	—
4-50	P176 別表ト-5-1-5 第5 廃棄物貯蔵棟の積載荷重については、必要に応じて添付説明書に記載すること。	拝承。 「発電用原子炉施設の工事計画に係る手続きガイド」に基づき、第5 廃棄物貯蔵棟の耐震設計の基本方針を資料4-29に示し、積載荷重の記載は取りやめる。第5 廃棄物貯蔵棟は次回の設工認で改めて説明する。	—	—

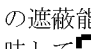
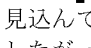
【放射線管理施設】

番号	コメント内容	回答／対応	補足資料	申請書反映箇所
4-51	図チー a - 1 ガンマ線エリアモニタの工事フローで、検出器～監視盤の全体の機能確認について、記載されていない。監視盤は今後申請するとしているので、機能確認の取り合いが分かるようにすること。	図チー a - 1 に、全体の機能確認までを含めた工事フローを示し、今回の申請範囲と次回以降の申請範囲が分かるよう記載する。	資料 4-51	図チー a - 1 (P194)

【添 1 表 2 加工事業許可における施設名称と設工認における施設名称の対比、当該加工施設の設工認への対応状況】

番号	コメント内容	回答／対応	補足資料	申請書反映箇所
4-52	管理番号 7008 ガンマ線エリアモニタ検出器について、備考に管理番号 7031 と同一と記載されていて、表の記載は同一の内容となっている。どの様な方針で記載しているのか説明すること。 なお、同様の記載が複数あり。	当初の方針では、加工事業変更許可申請書（以下「許可」という。）の本文（安全機能を有する施設の表、施設の構造及び設備の表）に登場する施設を総ざらいして施設区分ごとに網羅的に管理番号を付与することにより、設工認の段階で漏れ抜けなく適合性確認できるとの考え方としていたため、施設によってはその役割から複数の施設区分に登場する施設（例えば、今回の申請対象であるガンマ線エリアモニタ検出器は、放射線管理施設と監視設備の双方にある。）があり、その場合は施設区分ごとに別の管理番号を付与していた。しかしながら、それらの実態は 1 台しか存在せず同一物であり、そのことを補足説明するために、設工認の添 1 表 2 では「同一である」と表現していた。 今回のコメントを受けて、実態が 1 台しか存在しない施設が複数の管理番号を持つことが当該施設の適切な管理方法かどうかの観点から方針を見直し、同一物である施設には 1 つの管理番号のみを付与することを検討する。許可の本文に登場する施設を総ざらいすることは重要であるため、設工認の添 1 表 2 の表の構成は維持しつつ、同一物である施設には同じ管理番号が付与されており、その根拠が明確となるように記載を検討する。	—	添 1 表 2 (P352～412)

【添2表1-3-1 建物・構築物の各部位が有する安全機能】

番号	コメント内容	回答/対応	補足資料	申請書反映箇所
4-53	耐震2次について、第1加工棟及び第5廃棄物貯蔵棟の確認結果が全て－（バー）となっている理由について説明すること。申請書の記載では、評価を実施して、評価結果や基本的設計方針においても評価するとしている。	記載が不適切であり、整理して修正する。第5廃棄物貯蔵棟は次回の設工認で改めて説明する。	—	添2表1-3-1（P450～460）
4-54	竜巻F3について、第1加工棟は土間を除き全て、第5廃棄物貯蔵棟は全て－（バー）となっている理由について、事業許可での設計方針に基づき説明すること。第1加工棟については、屋根は損傷する可能性はあるが、壁については倒壊せず、飛来物に対してのみ損傷する評価になっているのではないか。	記載が不適切であり、整理して修正する。第5廃棄物貯蔵棟は次回の設工認で改めて説明する。	—	添2表1-3-1（P450～460）
4-55	遮蔽について、屋根に対する安全機能を○（外部線量の評価で遮蔽能力を考慮していないが、外部線量を可能な限り低減する壁又は屋根）としている理由について、事業許可で示した方針を踏まえ説明すること。	事業許可においては、折板屋根及び湾曲瓦棒葺き屋根は、実際の遮蔽能力を有する構造として、  の鋼板に構造物を加味して  と記載しているが、遮蔽評価は保守的に屋根を見込んでいない。 したがって、屋根の安全機能として、外部線量を可能な限り低減する壁又は屋根として“○”として記載している。	—	添2表1-3-1（P450～460）
4-56	当該資料については、確認事項が多数あるので、当該資料を用いて、審査する観点を説明しながら、不明点について確認する。	拝承。	—	—

【添付書類2 加工施設の技術基準に関する規則への適合性に関する説明書】

番号	コメント内容	回答/対応	補足資料	申請書反映箇所
4-57	P550 その他許可で求める仕様の【99-F5】の記載で、添2参考資料2とは、どの資料を指しているのか。	計算書を追加して、その参考資料とし説明を見直す。	—	付属書類6（P754）に移動



【付属書類2 火災等による損傷の防止に関する説明書】

番号	コメント内容	回答/対応	補足資料	申請書反映箇所
4-58	防火区画の評価対象となるエキスパンジョンジョイントの耐火帯 (AES 材) の耐火仕様について、本文に記載すること。	【4-12】と同じ。 防火区画仕様の記載が不適切であり、整理して修正する。	—	—
4-59	エキスパンジョンジョイントの耐火帯 (AES 材)、止水補助シートに影響しないことなど、火災区域の評価対象全ての火災影響評価について、申請書で説明すること。	【4-12】と同じ。 火災区域は第1加工棟の外周壁で完結しており、隣接一般建物との接合部が防火区画境界とはならないため、第1加工棟に影響するものではない。	—	—
4-60	第1加工棟の仕様表では、第1加工棟では防火区画と火災区画を一致させる設計と記載している。一方、付属書類2のP644では、火災区域は建築基準法に基づく防火区画と説明している。記載は整合していないが、第1加工棟については、火災区域と火災区画が同一ということか。適切な記載に見直すこと。	事業変更許可では、火災区域は建築基準法に定める防火区画に基づき設定し、取り扱う核燃料物質等の性状、量から火災区画をさらに細分化した火災区画を設けることとしているが、本加工施設においては、火災区域をさらに細分化する耐火性能を有する障壁等を設けないため、火災区域と火災区画は同一である。建築基準法に定める防火区画に基づき設定するのは火災区域であるため、当該記載は「火災区域」に語句を統一する。	—	表へー2-1 火災等による損傷の防止 (P25) 添付書類2 (P503)

【付属書類4 外部火災・爆発による損傷の防止に関する説明書】

番号	コメント内容	回答/対応	補足資料	申請書反映箇所
4-61	P714 表4-3-8 形態係数及び輻射強度の評価結果で、第1加工棟の形態係数が事業許可から変わっていることについて説明すること。	事業許可で示した計算書の数値に記載ミスがあったため、これを適正化して、設工認申請書に記載した。外部火災について、想定する火災源からの離隔距離が危険距離以上とし、外壁温度は200℃以下とする設計方針に変更はない。	—	付属書類4表4-3-8 (P729)
4-62	P718 表4-3-12 燃焼半径、形態係数、輻射強度及び燃焼継続時間の評価結果、表4-3-13 敷地内の危険物施設の火災による危険距離及び外壁温度の評価結果の記載で、危険物少量保管所(2)の評価結果が、事業許可から変わっていることについて説明すること。	事業許可で示した計算書の数値に記載ミスがあったため、これを適正化して、設工認申請書に記載した。外部火災について、想定する火災源からの離隔距離が危険距離以上とし、外壁温度は200℃以下とする設計方針に変更はない。	—	付属書類4表4-3-12、13 (P733)
4-63	P725 表4-3-18 危険限界距離の評価結果の水素ボンベの第1加工棟のボンベ置場(2)への運搬時の $\frac{1}{2}$ の記載は、 $\frac{1}{4}$ の誤記ではないか。	$\frac{1}{4}$ が正確であり、補正で修正する。	—	付属書類4表4-3-18 (P741)
4-64	P726 許可申請書からの変更有無をまとめた表の記載について、近隣工場等の火災・爆発の評価項目(危険距離、外壁温度)については、変更なしではなく、変更ありではないのか。	変更ありが正確であり、補正で修正する。第5廃棄物貯蔵棟は次回の設工認で改めて説明する。	—	付属書類4表4-1 (P701) 付属書類4別添表 (P726)

【既コメント回答に対する再確認事項】

番号	コメント内容	回答／対応	補足資料	申請書反映箇所
1-43	火災区画、可燃物量の見直しなどを行ったことから、火災影響評価を再評価し直した箇所を明確にするとともに、火災影響評価に必要なインプットデータを明確にし、事業許可での説明に沿って、再評価の内容を申請書で説明すること。	拝承。	—	付属書類 2 (P650～660)
2-15	回答 1 行目「燃焼集合体」→「燃料集合体」の誤記。	拝承。 修正して再提出する。	—	—
2-24	回答下から 3 行目からの記載、「消火栓配管の仮移設中は、工事区間より先の消火栓が使用できなくなることから、消火の機能について消火器及び可搬消防ポンプで対応することとしている。」の説明が、補正申請書で確認できない。	P256 図リー b - 3 工事フローの注 1 に記載している。	—	図リー b - 4 の注 1 (P228)
2-26	「消防の指導により自動火災報知設備等の配置等が変更する場合がある。」との記載に関して、本文記載事項が変更となった場合は（本件は加工施設の安全に影響を及ぼす変更でないものとするが）、その場合は変更の届出等の手続きが必要になる。	拝承。	—	—
2-28	配線用遮断器の設置について、本申請では全てに設置することだが、今後の申請で設備・機器の使用上の問題により設置しない場合は、設置しないことを明確にし、電気火災の発生防止の観点で加工施設の安全性に影響ないことを説明すること。	拝承。	—	—
2-32	火災感知器設置に関して、回答下から 4 行目の記載、「消防法施行規則 23 条により、天井部分に～～、3 台設置するように変更する。」について、添 1 参考資料 2 の許可からの変更点まとめて説明されていない。	P451 添 1 表参 2 下の「自動火災報知設備の配置」の変更に関する説明欄に記載している。第 5 廃棄物貯蔵棟は次回の設工認で改めて説明する。	—	—
2-40	エキスパンジョンジョイントの設置について、各タイプの設置箇所求められる安全機能に対して、選定したエキスパンジョンジョイントのタイプが適切かについて説明すること。	【4-12】と同じ。	—	—
2-47	F3 竜巻に対するドラム缶の固縛や床への固定などについては、ソフト対応として保安規定に定める対応が良いが、その内容を設工認申請書に記載するとともに、事業者自らしっかりと評価をした上で管理することを保安規定で定めること。	拝承。	—	付属資料 1 (P585) 付属資料 6 (P744～754)

番号	コメント内容	回答／対応	補足資料	申請書反映箇所
2-48	凍結深度に関して、自治体での設定状況や「公共建築工事標準仕様書」などに基づき、本申請の設定が適切であることを説明すること。	拝承。 熊取事業所は寒冷地には立地しておらず、大阪府による凍結深度は設定されていない。 埋設の場合は公共建築工事標準仕様書に従い、地中埋設深さを車両道路では管の上端より 600 mm 以上、それ以外は 300 mm 以上とし、地上露出部では断熱材を設置することで凍結対策としており、この旨を申請書に記載する。	—	表へー 2－1 外部からの衝撃による損傷の防止 (P23) 表へー 2－1 注書き (7) (P30)
2-53	落下防止構造について、「貯蔵容器 I 型内で保管容器 F 型が崩れ落ちないことを防止すること。」が申請書の記載で読み取れない。	【4-34】と同じ。	—	—
2-54	臨界評価に関して、複数ユニットとしての要求事項はないとの説明ではなく、複数ユニットの臨界を評価する必要がなく、臨界しないことを説明すること。	拝承。 複数ユニットの臨界を評価する必要がなく、臨界しないことの説明に改める。	—	—
2-55	固体廃棄物の漏えい防止に関して、汚染の広がりを防止する措置を保安規定に定めるとしているが、具体的にどの様な措置をとるのか説明すること。	拝承。【4-40】と同じ。	—	—
2-56	回答の記載、「設工認申請書 P185 の図トー c－1 の工事フローでは、第 5 廃棄物貯蔵棟の自動火災報知設備の感知器の工事に当たって、自動火災報知器の受信機に接続し、警報設備の機能を確認したうえで使用することが明確でないことから、工事フローを見直す。」としているが、どの様に見直されたのか、申請書で明確になっていることが確認できない。	第 5 廃棄物貯蔵棟は次回の設工認で改めて説明する。次回の設工認で第 5 廃棄物貯蔵棟の自動火災報知設備の感知器の工事に当たって、自動火災報知器の受信機に接続し、警報設備の機能を確認したうえで使用することが明確になるよう記載を確認する。	—	—
2-57	前コメント同様、非常用設備の使用に関する記載が、どの様に見直されたのか、申請書で明確になっていることが確認できない。	第 5 廃棄物貯蔵棟は次回の設工認で改めて説明する。次回の設工認で第 5 廃棄物貯蔵棟の非常用設備の工事に当たって、非常用電源設備に接続し、非常用設備の機能を確認したうえで使用することが明確になるよう記載を確認する	—	—
2-61	F3 竜巻については、許可どおりで、損傷することを前提としていることから、評価について記載していないという整理でよいか。	ご指摘のとおり。	—	—
2-63	回答の記載、「液体廃棄物の保管廃棄に工事の影響が及ばないように措置したものであり、」について、具体的な措置について記載すること。	新設した後、廃棄物を移動させる。という意味で記載している。明確にするため記載を見直す。第 5 廃棄物貯蔵棟は次回の設工認に変更したので、次回の設工認で措置を記載し説明する。	—	—

番号	コメント内容	回答／対応	補足資料	申請書反映箇所
3-5	<p>消火器の必要量算出については、消防法施行規則に基づき、事業許可での説明にそって、必要な情報を明確にした上で、申請書において説明すること。</p>	<p>拝承。  第5廃棄物貯蔵棟は、危険物特定屋内貯蔵所であり、消防法、危険物の規制に関する政令に基づき、基準延床面積 150 m<sup>2</sup> に対して延床面積約 65 m<sup>2</sup> であることから A 火災用 1 能力単位以上の大型消火器（50 型）を 1 本、貯蔵量の基準倍数 10 に対して貯蔵量の倍数は 5 未満であることから B 火災用 1 能力単位以上の小型消火器（10 型）を 1 本設置必要とする。この必要数に裕度を見込んで消火設備 消火器として大型消火器（50 型）を 2 本、小型消火器（10 型）を 1 本設置する。  第5廃棄物貯蔵棟は次回の設工認に変更したので、次回の設工認で記載し説明する。</p>	—	—
2-70	<p>付属書類 1 3.加工施設（設備・機器）の耐震設計の基本的考え方（新たに記載）において、申請対象設備は第3類なので、許容限界等の規準に記載されている内容は引用先を明らかにし、詳細な記載は不要である。  廃棄物保管区域については、その他許可で求める仕様の観点から転倒防止に係る設計の基本方針を追記すること。</p> <p>その他、以下について確認すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●P568 表2-2 第1加工棟中2階の第3類の設計震度 1.0 は、指針に従えば 0.6(中間階)ではないか。</li> <li>●P569 鋼構造設計基準は発行年を記載のこと。又建物では「鋼構造許容応力度設計基準」を引用しているが区別する理由について。</li> <li>●P569 今回の申請対象は緊急設備等の付属設備が中心だが、FAP-3 を中心とする解析方針の記載内容は適切か。</li> <li>●P573 3.4 評価の結果について、問題がなければその旨、追記のこと。</li> </ul>	<p>拝承。</p> <p>拝承。輸送容器保管区域についても合わせて記載する。</p> <p>中2階と表記しているが実態として最上階であるため設計震度 1.0 となる。</p> <p>設計時期の違いによる。鋼構造許容応力度設計規準は 2019 年 11 月に刊行されたが、設備設計はそれ以前から継続的に実施しているため、設計方法の連続性を考慮し鋼構造設計規準を適用している。建物における鋼構造許容応力度設計規準の適用にあたり、既存の鋼構造設計規準からの変更内容、許可等の申請内容に影響ないことの説明を追記する。</p> <p>今回の申請では FAP-3 を用いていないが、解析方針は解析対象設備に依存しない網羅的な書き方としている。申請対象に合わせた記載へと見直す。</p> <p>拝承。</p>	—	<p>付属書類 1 (P581～583)</p> <p>付属書類 1 (P584～586)</p> <p>—</p> <p>付属書類 1 (P581～583)</p> <p>付属書類 1 (P581～583)</p> <p>付属書類 1 (P581～583)</p>


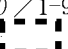





番号	コメント内容	回答／対応	補足資料	申請書反映箇所
3-1	<p>ドラム缶の転倒防止のために講じる措置の仕様表への記載について、仕様表その他許可で求める仕様の記載内容のうち、「隣り合うパレットとボルト（1ヶ所）」は1パレットにつき2ヶ所のボルトで連結することが強度評価の条件となっているので、誤解のないよう記載方法を検討すること。</p> <p>ボルトに関して、「許容せん断荷重 <math>\geq 1000</math> N以上」については、ボルト結合による固縛対策とボルト仕様の妥当性を説明したQ1-24の計算資料を添付すること。</p> <p>ワイヤースリングに関して、「破断荷重 <math>\geq 1000</math> N以上」の設定根拠について説明すること。</p>	<p>隣り合う2パレットとそれぞれ一か所連結していることを読み取れる適切な表現を見直す。</p> <p>拝承。</p> <p>加震試験実績による。</p>	—	<p>付属書類1 (P585～586) 付属資料6 (P744～754)</p> <p>付属書類1 (P585～586) 付属資料6 (P744～754)</p> <p>付属書類6 (P752)</p>
3-4	<p>さらなる安全裕度の検討における設計震度の考え方（中2階の場合）で、滑りの評価では、1Gを使用していないが、その考え方について説明のこと。又、安全上重要な施設の有無の観点で1G（設置階にかかわらず）での転倒評価に関して、回答記載の平成26年、平成27年の審査会合での説明内容について説明すること。</p>	<p>滑りは建屋（床面）と設備が接触する面で生じる事象であり、設備と床面の間の相互作用は地震による建物の応答加速度により決定されることから、建物の応答加速度を用いて滑り評価を行っている。ここで、局部震度法による1Gは、床面に据え付けられた設備が、建物の応答加速度で揺らされた場合に設備本体の揺れが応答加速度よりも大きくなることを考慮して定められたものである。このため、設備の上部に積載物がありその積載物の滑りの評価に用いる場合は1.0Gを用いるが、今回のように設備と床面の間の滑りの評価においては1.0Gを用いるのは適切でない。</p> <p>なお、平成26年、平成27年の審査会合は、固縛方法の妥当性について説明したものであり、1G評価について説明したのではない。</p>	—	—

【令和2年6月23日付け補正（熊原第20-015号）に係る事実確認事項】

番号	コメント内容	回答／対応	補足資料	申請書反映箇所
4-65	<p>「原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する解釈」で例示されている事項に相当する内容について、保安品質保証計画書に記載のない事項については、附属書類6の説明書に補足して記載し、説明すること。</p> <p>設計及び工事の計画に係る個別業務プロセスについては、管理者、責任及び権限、資源の管理、要員の力量の確保及び教育訓練、調達管理、個別業務の管理等の関連プロセスを含め、「設計及び工事に係るプロセスとその実績又は計画」に具体的に記載し、説明すること。</p>	保安品質保証計画書において記載している管理者、責任及び権限、資源の管理、要員の力量の確保及び教育訓練、調達管理、個別業務の管理等の関連プロセスの具体について、設計については設計計画書において、工事については（工事）作業計画において、それぞれ設計・開発管理及び工事監理に関する事項を明確にしているため、その旨追記する。	—	添付資料3（P555～558）

【添2表1-3-1 建物構築物の各部位が有する安全機能の事実確認事項】

番号	コメント内容	回答／対応	補足資料	申請書反映箇所
4-66	タイトル行：「主要寸法」の列を追加し、各部位の（境界位置）の実際の寸法（呼び寸法）を記載すること。厚さについては、必ず記載する。	主要寸法の欄を追加し、寸法を記載する。	—	添2表1-3-1（P450～461）
4-67	<p>P476 関連図番号（最下行）：各条文に対応した安全機能を示した図面がある場合、当該安全機能図を記載し、関連図面の検索性を向上させてください。</p> <p>（例）第10条 閉じ込め：管理区域区分図（図へー2-1-54 第1加工棟 / 図ト-5-1-9 第5廃棄物貯蔵棟）</p>	先行他社の記載を参考に記載の拡充を図る。	—	添2表1-3-1（P450～461）

番号	コメント内容	回答/対応	補足資料	申請書反映箇所
4-68	<p>各ページ 境界位置の列：安全機能を有する境界部に記載不足がある。外壁及び内壁、扉の他、床、天井、隣接一般建物の遮蔽壁についても、仕様表及び/又は図面等に記載したうえで、各部に求められる安全機能を一覧表で明確にし、技術基準適合性を添付資料に記載し、説明すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ A 通り/1-9 通り他多数 屋根下アーチ部（外壁、内壁）の材料と求められる安全機能（竜巻、火災等）</li> <li>・ 防火区画（火災区画）壁 P39 別表へー 2 - 1 - 6 に記載した  東側 他の材料（強化石膏ボード ロックウール充填）</li> <li>・ 事務室の屋根裏</li> <li>・ C' 通り-B 通り/17-21 通りの屋根</li> <li>・ 隣接一般建物の遮蔽壁</li> </ul>	<p>拝承。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ A 通り/1-9 通り間 屋根下アーチ部外壁 鉄筋コンクリート壁 </li> <li>・ 別表へー 2 - 1 - 6 の  東側の材料は、改造に使用する材料を記載する。既存部分はコンクリートブロックで、ロックウール充填は既存部分との取合い部に充填する。</li> <li>・ 事務室の屋根裏の床は鉄板で境界なし。</li> <li>・ C' -B 通り間/17-21 通り間屋根、鉄板（湾曲瓦棒葺）  以上</li> <li>・ 東側隣接一般建物の遮蔽壁は、直接ガンマ線の評価壁から除外する。</li> </ul>	—	<p>添 2 表 1 - 3 - 1 (P449～464)</p> <p>図へー 2 - 1 - 6 0 (P133)</p> <p>図へー 2 - 1 - 4 3 (P116)</p> <p>図へー 2 - 1 - 5 3 (P126)</p>
4-69	<p>各ページ 「耐震 2 次」の列：第 1 加工棟、第 5 廃棄物貯蔵棟の 2 次設計を「—」としているが、第 3 類の建物として保有水平耐力が必要保有水平耐力以上であることが要求されているので、第 2 次評価に有効な壁については「◎」を記載し、その他の壁には「○」を記載すること。</p>	<p>拝承。</p> <p>耐震 2 次の評価は該当する部分に◎や○を記載する。 第 5 廃棄物貯蔵棟は次回の設工認に変更する。</p>	—	添 2 表 1 - 3 - 1 (P449～464)
4-70	<p>P472 4 段目：と屋外の材質 図へー 2 - 1 - 1 では、鉄筋コンクリート（RC）でなく、コンクリートブロック（CB）となっており、相違している。</p> <p>⇒安全機能が求められる全ての壁について、材料・主要寸法（呼び厚さ）が正確に記載され、安全機能の評価に使用している材料・主要寸法と整合がとれていることを確認すること。</p> <p>⇒評価のために保守的な寸法等を使用している場合、その旨を記載すること。（遮蔽評価の厚さなど）</p> <p>⇒仕様表・図面等で主要寸法（厚さ等）の最小値（設計確認値）を記載する場合、「○○以上」等、呼び寸法と区別できるように記載すること。</p>	<p>拝承。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・安全機能が求められる各部材の材質、寸法に不整合がないよう確認する。</li> <li>・設計確認値の記載の場合、その旨が分かるよう記載する。</li> </ul>	—	添 2 表 1 - 3 - 1 (P449～464)
4-71	<p>P472 5 段目：と隣接建物 第 1 0 条の閉じ込め欄 「◎」は何を期待しているか不明</p>	<p>と隣接建物間の壁で閉じ込めとして期待しているものはないので、「—」に修正して補正する。</p>	—	添 2 表 1 - 3 - 1 (P449～464)

番号	コメント内容	回答/対応	補足資料	申請書反映箇所
4-72	P473 最下段～ P474 6 段目まで 屋根の遮蔽を「○（＝外部線量の評価で遮蔽能力を考慮していないが、外部線量を可能な限り低減する壁又は屋根）」としているが、事業許可申請書添6-15 で、スカイシャイン線の計算に使用した屋根については「◎」とし、申請書本文（仕様表及び/又は図面等；P40 の表等）に屋根の材料及び寸法を記載し、添付資料で遮蔽の要求事項に対する適合性について漏れなく記載し説明すること。 第1加工棟東側の隣接一般建物の遮蔽を期待する壁についても認可対象とし、記載すること。	【4-55】と同じ。  【4-2】と同じ。	—	添2表1-3-1（P449～464）
4-73	P474 6 段目と7 段目の間 C' ～B 通り間/17-21 通り間の屋根の記載がないので、追記すること。	拝承。 ・C' -B 通り間/17-21 通り間屋根、鉄板（湾曲瓦棒葺） 以上	—	添2表1-3-1（P449～464）
4-74	P474 7 段目～13 段目 床（土間コンクリート）構造が分かる図面番号を最下段に記載し、検索性を向上させて下さい。	拝承。 図面番号を記載する。土間コンクリート	—	図へ-2-1-6（P78）
4-75	P475 1 段目 壁の材料（CB）と図面の材料（RC）と整合しない。	拝承。 修正する。	—	添2表1-3-1（P449～464）
4-76	P475 4 段目 A 通り/9-9_10 通り間 の内壁は、遮蔽が期待される壁か。 ⇒P124 の図は細線となっており、遮蔽の評価対象とする壁の範囲が分かりづらいので、明確にすること。	と 間にある A 通り/9-9_10 通り間の内壁は遮蔽評価で見込んでいる。P124 の細線部は と 間の壁であり、細線の壁は遮蔽評価にて期待する壁でない。遮蔽評価で見込まない壁は破線等のより識別しやすい図に変更する。	—	図へ-2-1-5 3（P126）
4-77	P475 5 段目、6 段目 内壁は内部火災発生時の延焼防止機能が期待される壁か？	防火区画に該当しないため、整理して修正する。	—	添2表1-3-1（P449～464）
4-78	P475 最下段 内壁と扉の仕様を、仕様表、図面等で明確にすること。内部火災発生時の延焼防止機能が期待される壁の場合、図面と材料の記載が一致しているか確認すること。	防火区画に該当しないため、整理して修正する。	—	添2表1-3-1（P449～464）
4-79	P476 1 段目 内壁の材料（CB、扉）が図面等に記載されていないので追記すること。（火災区画境界の耐火性能が期待される部位（扉）について漏れなく記載し、添付資料で耐火性能を記載し、説明すること。P106 の図へ-2-1-35 の様式を必要な情報に整理・集約し、安全機能一覧表と整合した記載とすること。	拝承。	—	添2表1-3-1（P449～464）



番号	コメント内容	回答／対応	補足資料	申請書反映箇所
4-80	P476 3 段目 2 箇所の扉の遮蔽について、どのように遮蔽能力を評価しているか、添付説明書に記載し、説明すること。	P476 の 3 段目の 2 つの扉は遮蔽評価に見込んでおらず、誤記であったので、「—」に修正して補正する。	—	添 2 表 1 - 3 - 1 (P449～464)
4-81	P476 5 段目 天井等が火災区画の境界となる場合、第11 条内部火災を「◎」とし、耐火仕様を添付資料(P642)に記載し、技術基準の適合性を説明すること。 床についても、火災区画の境界とする場合、同様に記載すること。	拝承。	—	添 2 表 1 - 3 - 1 (P449～464)

【第 5 廃棄物貯蔵棟（追加）】

番号	コメント内容	回答／対応	補足資料	申請書反映箇所
4-82	P510 第 5 廃棄物貯蔵棟で液体廃棄物の充填、入替等を行うのであれば、技術基準第10条第7号に適用対象とすること。技術基準第10条第7号に適用対象外であることを説明するのであれば、第 5 廃棄物貯蔵棟で液体廃棄物の充填、入替等の取扱いを行わないことを記載し、説明すること。	第 5 廃棄物貯蔵棟では、液体廃棄物の充填、入替等の取扱いが行っていない。充填作業は、液体廃棄物の発生場所である第 2 加工棟及び第 1 廃棄物貯蔵棟に、発生の都度、ドラム缶を搬送し行っている。入れ替えが必要な場合は、第 1 廃棄物貯蔵棟に搬送し、行っているため技術基準第 10 条第 7 号に適用対象外である。第 5 廃棄物貯蔵棟は次回の設工認に変更する。	—	—

【添 1 参考資料 2 許可からの変更点】

番号	コメント内容	回答／対応	補足資料	申請書反映箇所
4-83	第 1 加工棟 外部被ばく評価を許可から変更しているので、再評価条件、評価結果を説明した資料を添付すること。	【4-2】と同じ。	—	—
4-84	第 5 廃棄物貯蔵棟 P203 図ト-5-1-8 第 5 廃棄物貯蔵棟 建物配置図他：森林火災や輸送ルート等の火災・爆発源を漏れなく記載し、当該施設からの距離（危険限界距離等）が分かるようにすること。	拝承。 敷地内の火災源、爆発源と危険距離、危険限界距離を記載した図を補正申請で追加する。	資料 4-84	図へ-2-1-5 6～5 9 (P129～132)

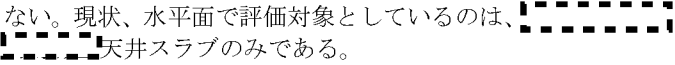
【安全機能一覧表と構造図、安全機能図、添付説明書の関係について（まとめ）】

番号	コメント内容	回答／対応	補足資料	申請書反映箇所
4-85	安全機能一覧表については、建物・構築物の各部位に求められる安全機能を「◎」で示したうえで、各部位の材料・寸法が、それぞれの安全機能の設計荷重（地震荷重、風荷重、熱荷重、ガンマ線等）に対して、上回る設計であることを漏れなく確認し、その結果をマトリックスで示されていることを確認すること。	拝承。 各安全機能の項目に寸法を記載し、その集約を主要寸法欄で行う。	—	添2表1-3-1 (P450)
4-86	材料・寸法等の追加、仕様変更を行う際には、当該部位に求められる全ての安全機能について、関連図面、技術基準の適合性を説明した添付資料、その他関連資料についても整合した記載とするとともに、必要に応じて再評価し、評価結果（最小厚さ、設計確認値）が当該部位の設計荷重に対して上回る設計であることを確認すること。	拝承。	—	—
4-87	構造上の強度が求められる材料については、設計で用いた強度が分かるように、JIS 規格等の材質・強度区分等を記載すること。	拝承。材料の規格については別表へ-2-1-1、2、3、4、5、6、7、8等による。安全機能一覧表に、それぞれの安全機能とそれに対応する材質・強度区分を記載すると煩雑になるため、規格等はそれぞれ記載している表にまとめた。	—	別表へ-2-1-1、2、3、4、5、6、7、8 (P31~38)

【付属書類3 竜巻による損傷の防止に関する設計】

番号	コメント内容	回答／対応	補足資料	申請書反映箇所
4-88	P657 屋根の強度評価において、母屋の検討をおこなっているが、金属屋根の検討をおこなっていない理由を説明すること。	金属屋根の評価を追加して説明する。	—	耐竜巻計算書(P673)
4-89	P658～ 鉄扉、コンクリート閉止の評価を行っているが、外壁の評価を実施していない理由を説明すること。また、ALC 壁はないか。	改造部分を設工認申請に記載しているが、既設で改造を伴わない外壁についても記載することとする。  なお、ALC 壁は加工施設から除外した部分には存在するが、加工施設として維持する部分には存在しない。	—	耐竜巻計算書(P692)

【その他】

番号	コメント内容	回答／対応	補足資料	申請書反映箇所
4-90	P76 屋根のEXP. Jの新設は不要であることを説明すること。	屋根には薄板で作られた横樋が走っており、EXP. Jを新設せずとも応力を伝達するような強度はない。また、一部には水切りカバーを成功しているがクリアランスは十分に確保されている。これらの情報を補正申請書に盛り込む。	—	図へ-2-1-5-3 (P77) 付属書類1 (P580)
4-91	P107 改造鋼製扉 姿図1のKSD-1に記載されている、応力度検定比0.63の意味を説明すること。 鉄扉の鋼材の厚さを記載すること。	姿図、強度計算用図面を識別して整理する。	—	図へ-2-1-36~42 (P109~115)
4-92	P120 a-a断面とb-b断面は整合しているか(新設鉄骨梁の位置が合わない)。確認し必要であれば修正すること。	図面を適切に修正する。	—	図へ-2-1-49 (P122)
4-93	P123 火災区画を示しているが、コンクリートブロックも一律150mmか。	コンクリートブロックは外寸が150であるが、防火区画として必要な厚さはP.642に記載の $b1+b2 > 50\text{mm}$ であるので、その旨記載する。	—	図へ-2-1-52 (P125)
4-94	P472~ KSD-1は特定防火設備ではないか。また、KSD-8は防火設備ではないか。 その他、整合を確認すること。	拝承。KSD-1は特定防火設備とする。KSD-8は【A4-4】により鉄筋コンクリートで外壁を閉止する。	—	添2表1-3-1 (P449~464) 図へ-1-1-2 (P70) 図へ-2-1-35-1、2 (P107、108)
4-95	P472~ 工事内容の改造、新設の定義を明記すること。	拝承。何もないところに新たに設けることを新設、従前のものを撤去して、同程度のものを設置することを改造とする。従前のものを利用するかどうかは問わない。	—	—
4-96	P472~ 火災影響評価で床、天井を評価対象としているのであれば「◎」とすること。	拝承。上階または、同一階での横方向への火災の拡大の評価であるため、平屋建て部分の屋根は評価対象としてない。中2階部分も1階と同一火災区画の場合は床を評価対象としない。現状、水平面で評価対象としているのは、  天井スラブのみである。これらを適切に補正に反映する。	—	添2表1-3-1 (P449~464)

○7月7日コメント

番号	コメント内容	回答/対応	補足資料	申請書反映箇所
4-97	P473 「17-B_C」通りの壁は、安全機能を持たないのか。「B-C」までは安全機能を有しているが、ここだけ該当しない。	17 通り/B-D-E の壁にも同様の安全機能があるため、全体を整理し修正する。	—	添2表1-3-1 (P449～464)
4-98	P50 表へ-5-1 第1-1輸送容器保管区域 仕様表 加工事業変更許可申請書に記載した核的制限値が、臨界防止の設計仕様として記載されていないので、許可された内容を踏まえて、整理し記載すること。また、臨界防止に関する技術基準適合性として添付説明書に記載し、説明すること。 加工事業変更許可申請書に記載した基本的設計方針を踏まえ、個別設備の設計仕様を記載すること。 他の設備も同様の考え方で整理すること。	第1-1輸送物保管区域では、加工事業変更許可申請書P71の記載に基づき、粉末、ペレット、燃料集合体を「核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する技術上の基準に係る細目等を定める告示」に基づき臨界安全性が確認された輸送容器に収納して貯蔵することにより臨界を防止する設計としており、核的制限値の設定はない。このため、設工認申請書の当該仕様表では、その他許可で求める仕様として記載しており、また、技術基準適合性の添付説明書には、加工事業変更許可申請書 P71 の記載を紐づけることによりそれが許可された内容であることが分かるように説明している。	—	表へ-5-1 その他許可で求める仕様 (P49) 添付書類2 (その他許可で求める仕様) (P535-P536)
4-99	P25 表へ-5-1 第1加工棟 仕様表 [6.1-F1]屋外消火栓も第1加工棟に設置するのか。違うのであれば他の設備と区別して記載すること。(設備機器の取り付け方法の確認)	屋外消火栓も第1加工棟外壁面に設置する。この旨を明確に仕様表に記載する。	—	表へ-2-1 地震による損傷の防止 (P22)
4-100	P60 図へ-a-1-5 工事フロー 注1に天井ボードに設置している設備を撤去する前に新設する設備を設置するとあるが、天井ボードがある状態でどのように設置するのか説明すること。	天井ボードに四角の点検口を設けている。この点検口を開けて天井ボード上に上がり設置工事する。この旨を工事フローに記載する。	—	図リ-b-2 (注) (P226)
4-101	P246 「使用前検査」という用語があるが、4月1日の法令改正を踏まえ適切に記載すること(「使用前事業者検査」)	第2回の補正申請で、記載を変更した。	—	—
4-102	P272 図リ-4-1-2で所内携帯電話(PHSアンテナ)の凡例が消えているので、修正すること。(図が不鮮明)	鮮明な図に差し替える。	—	図リ-4-1-2 (P242)
4-103	P657 表3-1-1-4の保有水平耐力とP43の耐震評価の保有水平耐力の値が異なっている。どのように算定したか説明すること。(耐震、竜巻評価の整合確認)	耐震評価においては、各構面ごとに保有水平耐力の確認を行っているが、竜巻荷重に対しては、壁面に作用する総竜巻荷重と、第1加工棟の総保有水耐耐力を比較している。 上記の内容を適切に記載する。	—	付属書類1 (P578) 表3-9の注書き(2) 付属書類3 (P670) 表3-1-1-4注書き※1

番号	コメント内容	回答／対応	補足資料	申請書反映箇所
4-104	<p>P245 表リ-4-1 非常用設備 加工事業変更許可申請書には、伝送系に多様性を備えた所内通信連絡設備として、所内放送設備、固定電話機、所内携帯電話機（PHS）及び無線機を備えることとしているが、本申請では、所内放送設備、所内携帯電話（PHS）しか登場しない。2種以上の連絡設備を備えているため、固定電話機、無線機がなくても多様性を備えているとの考えか。そうであれば、その旨、記載すること。</p>	<p>多様性の考え方は指摘のとおりであるので、申請書に記載する。</p>	-	表リ-4-1（5）（P217）